

# 伊勢市公報

第362号  
令和2年12月7日  
月曜日

## 目次

	頁
<b>条 例</b>	
○ 伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例	2
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市会計年度任用職員の任用に関する規則及び伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	5
<b>教育委員会規則</b>	
○ 就学等に関する規則の一部を改正する規則	7
<b>告 示</b>	
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	14
○ 市議会臨時会の招集について	16
○ 市議会定例会の招集について	17
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	18
<b>公 告</b>	
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について	19
○ 地籍調査に係る地図及び簿冊の閲覧について	20
○ 市街地再開発事業の事業計画の縦覧について	22
○ パブリックコメントの実施について	24
○ パブリックコメントの実施について	27
<b>教育委員会公告</b>	
○ 都市計画事業の認可について	30
○ 都市計画事業の図書の写しの縦覧について	31

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月27日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第41号

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 伊勢市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年伊勢市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第15条第1項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第6条 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第15条第1項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年11月30日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

伊勢市会計年度任用職員の任用に関する規則及び伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月30日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 53 号

伊勢市会計年度任用職員の任用に関する規則及び伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

(伊勢市会計年度任用職員の任用に関する規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市会計年度任用職員の任用に関する規則（令和 2 年伊勢市規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「12 月 15 日」を「12 月 10 日」に改める。

(伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和 2 年伊勢市規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を次のように改める。

(期末手当の支給日)

第 14 条 伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 37 号）第 20 条の規定は、条例第 8 条第 1 項及び第 15 条第 1 項において準用する給与条例第 25 条第 1 項に規定する規則で定める日について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

就学等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月26日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会規則第 13 号

就学等に関する規則の一部を改正する規則

就学等に関する規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第11条中「規定のより」を「規定により」に改める。

様式第3号の4を次のように改める。



(指導に関する記録)

生徒名	学校名	区分	学年	1	2	3
		学級				
		整理番号				

各教科の学習の記録											
教科	観点	学年	1	2	3	教科	観点	学年	1	2	3
国語	知識・技能						知識・技能				
	思考・判断・表現						思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度						主体的に学習に取り組む態度				
	評定						評定				
社会	知識・技能					特別の教科道徳					
	思考・判断・表現					学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子				
	主体的に学習に取り組む態度					1					
	評定										
数学	知識・技能					2					
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度					3					
	評定										
理科	知識・技能					総合的な学習の時間の記録					
	思考・判断・表現					学年	学習活動	観点	評価		
	主体的に学習に取り組む態度					1					
	評定										
音楽	知識・技能					2					
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度					3					
	評定										
美術	知識・技能					特別活動の記録					
	思考・判断・表現					内容	観点	学年	1	2	3
	主体的に学習に取り組む態度					学級活動					
	評定					生徒会活動					
保健体育	知識・技能					学校行事					
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										
技術・家庭	知識・技能										
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										
外国語	知識・技能										
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										

(裏)

生徒名

行 動 の 記 録									
項 目	学 年	1	2	3	項 目	学 年	1	2	3
基本的な生活習慣					思いやり・協 力				
健康・体力の向上					生命尊重・自然愛護				
自 主・自 律					勤 労・奉 仕				
責 任 感					公 正・公 平				
創 意 工 夫					公 共 心・公 徳 心				

総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項

第1学年	
第2学年	
第3学年	

出 欠 の 記 録

区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考
1						
2						
3						

様式第4号中

「

卒業	年	月	日生
----	---	---	----

を

」

「

卒業	年	月	日
----	---	---	---

に改める。

」

様式第4号の2を次のように改める。

中学校生徒指導要録抄本

学校名									
所在地									
生徒	ふりがな 生徒名				男 女	年	月	日生	
	現住所								
保護者名					卒業	年	月	日	
各教科の学習の記録				特別の教科道徳					
教科	観点	学年	3	学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子				
国 語	知識・技能			3	総合的な学習の時間の記録				
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
	評定								
社 会	知識・技能			3	学年	学習活動	観点	評価	
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
	評定								
数 学	知識・技能			特別活動の記録					
	思考・判断・表現			内容	観点	学年	3		
	主体的に学習に取り組む態度			学級活動					
	評定			生徒会活動					
理 科	知識・技能			学校行事					
	思考・判断・表現			行動の記録					
	主体的に学習に取り組む態度			項目	学年	3	項目	学年	3
	評定			基本的な生活習慣			思いやり・協力		
美 術	知識・技能			健康・体力の向上			生命尊重・自然愛護		
	思考・判断・表現			自主・自律			勤労・奉仕		
	主体的に学習に取り組む態度			責任感			公正・公平		
	評定			創意工夫			公共心・公德心		
保 健 体 育	知識・技能			出欠の記録の備考 (第3学年)					
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
	評定								
技 術 ・ 家 庭	知識・技能			総合所見及び指導上参考となる諸事項 (第3学年)					
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
	評定								
外 国 語	知識・技能								
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
	評定								

## 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第11条及び様式第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 148 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 2 年 11 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 2 年 10 月 21 日 午前 9 時	五十鈴川駅 (伊勢市楠部町地内)	13 台
〃	令和 2 年 10 月 21 日 午前 10 時 30 分	五十鈴川駅 (伊勢市楠部町地内)	13 台
〃	令和 2 年 10 月 21 日 午後 1 時 30 分	宇治山田駅前第 2 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	6 台
〃	〃	宇治山田駅前第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	7 台
〃	令和 2 年 10 月 21 日 午後 3 時	宇治山田駅前第 3 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	2 台
〃	〃	宇治山田駅前第 6 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	4 台
〃	〃	宇治山田駅前第 1 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	1 台
〃	〃	宇治山田駅前第 4 駐輪場 (伊勢市岩淵 1 丁目地内)	3 台

計	49台
---	-----

2 保管場所

自転車等保管場所（伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内）

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 149 号

伊勢市議会臨時会を次のとおり招集します。

令和 2 年 11 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 2 年 11 月 27 日（金） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場
- 3 付議すべき事件
  - (1) 伊勢市職員給与条例等の一部改正について
  - (2) 専決処分事項の報告について



伊勢市告示第 150 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

令和 2 年 11 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 2 年 12 月 7 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

## 伊勢市上下水道事業告示第 32 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 2 年 11 月 17 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和 2 年 11 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
令和 2 年 12 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
辻久留 2 丁目及び二俣 3 丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町 1126 番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

伊勢市公告第 78 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

令和 2 年 11 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第79号

村松1地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

令和2年11月24日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 地図及び簿冊の名称

村松1（村松町）の地籍図及び地籍簿

### 2 閲覧期間

令和2年11月24日から令和2年12月14日まで。ただし、令和2年11月28日、令和2年11月29日、令和2年12月5日及び令和2年12月13日を除く。

### 3 閲覧時間

午前9時30分から午後4時まで

### 4 閲覧場所

伊勢市生涯学習センター（いせトピア）

ただし、令和2年11月25日、令和2年11月30日及び令和2年12月7日は伊勢市観光文化会館（シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢）、令和2年12月10日、令和2年12月11日、令和2年12月12日及び令和2年12月14日は村松町民会館

### 5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、伊

勢市に対し訂正の申出をすることができます。

6 誤り等訂正の申出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参してください。

7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

## 伊勢市公告第 80 号

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 50 条の 9 において準用する同法第 16 条第 1 項の規定により、伊勢市駅前 B 地区第一種市街地再開発事業の事業計画（第 2 回変更）を次のとおり公衆の縦覧に供します。

なお、当該市街地再開発事業に関係のある土地又はその土地に定着する物件について権利を有する者は、縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、三重県知事に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

令和 2 年 11 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 第一種市街地再開発事業の施行者の名称  
伊勢まちなか開発株式会社
- 2 縦覧開始日  
令和 2 年 11 月 24 日
- 3 縦覧場所  
伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号  
伊勢市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間  
令和 2 年 11 月 24 日から令和 2 年 12 月 8 日まで  
(日曜日及び土曜日を除く。)
- 5 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

6 意見書の提出期間

令和 2 年 11 月 24 日から令和 2 年 12 月 22 日まで

7 意見書の提出先

津市広明町 13 番地（三重県庁 4 階）

三重県県土整備部住宅政策課

## 伊勢市公告第 81 号

伊勢市バリアフリーマスタープランの策定を行いたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市バリアフリーマスタープラン（案）を公表します。

なお、伊勢市バリアフリーマスタープラン（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和 2 年 11 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 公表する計画案

伊勢市バリアフリーマスタープラン（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

### 2 縦覧場所

- (1) 都市整備部都市計画課
- (2) 総務部総務課
- (3) 健康福祉部障がい福祉課
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御園総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所
- (9) 宮本支所



- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (17) 伊勢市立伊勢図書館
- (18) 伊勢市立小俣図書館
- (19) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (20) 伊勢市二見生涯学習センター
- (21) 伊勢市福祉健康センター
- (22) いせ市民活動センター

### 3 縦覧期間

自 令和 2 年 11 月 27 日（金）

至 令和 2 年 12 月 28 日（月）

### 4 意見の提出

#### (1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案  
に利害関係を有する者

#### (2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市バリアフリーマスタープラン（案）」に対する意見として、伊勢市都市整備部都市計画課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市都市整備部都市計画課 伊勢市役所本館 4 階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 都市計画課

ファクシミリ 0596-21-5585

電子メール toshikei@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

令和 2 年 12 月 28 日（月）【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

## 伊勢市公告第 82 号

伊勢市犯罪被害者等支援条例を制定したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市犯罪被害者等支援条例（骨子）を公表します。

なお、伊勢市犯罪被害者等支援条例（骨子）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和 2 年 11 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 公表する条例骨子

伊勢市犯罪被害者等支援条例（骨子）

骨子は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

### 2 縦覧場所

- (1) 伊勢市危機管理部危機管理課
- (2) 伊勢市総務部総務課
- (3) 二見総合支所生活福祉課
- (4) 小俣総合支所生活福祉課
- (5) 御園総合支所生活福祉課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

### 3 縦覧期間

自 令和 2 年 11 月 27 日（金）

至 令和 2 年 12 月 28 日（月）

### 4 意見の提出

#### (1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

#### (2) 意見の提出方法

住所、氏名及び電話番号を明記の上、「伊勢市犯罪被害者等支援条例（骨子）」に対する意見として、伊勢市危機管理部危機管理課に持参、

郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市危機管理部危機管理課 伊勢市役所東館3階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 危機管理課

ファクシミリ 0596-20-3151

電子メール kikikanri@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

令和2年12月28日(月)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市危機管理部危機管理課 電話 0596-21-5524

## 伊勢市教育委員会公告第1号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和2年三重県告示第783号）があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

令和2年 11月 24日

伊勢市教育委員会  
教育長 北村 陽

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
伊勢都市計画学校事業 二見浦小学校・二見中学校
- 2 施行者の名称  
伊勢市
- 3 事務所の所在地  
伊勢市小俣町元町540番地  
伊勢市教育委員会事務局 学校統合推進室
- 4 事業地の所在  
伊勢市二見町光の街地内

## 伊勢市教育委員会公告第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和2年 11月 24日

伊勢市教育委員会  
教育長 北村 陽

### 1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画学校事業 二見浦小学校・二見中学校

### 2 縦覧場所

伊勢市教育委員会事務局 学校統合推進室